ながさきメディアミックスプロモーション業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、標記業務のプロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

１．委託業務名

ながさきメディアミックスプロモーション業務

２．業務概要

別添「ながさきメディアミックスプロモーション業務仕様書」のとおり

３．契約期間

契約締結の日から令和９年３月 15 日(月)まで

４．予算額

22,550,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とするが、内訳は以下のとおり。

①上限 9,330,000 円（税込）:【仕様書 5-(1)】キャッチコピー・ロゴ
【仕様書 5-(4)】メディアプロモーション
【仕様書 5-(6)】その他

②上限 13,220,000 円（税込）:【仕様書 5-(3)】デジタルプロモーション
【仕様書 5-(5)】交通広告

※②は観光業界活性化プロモーション事業における業務である。

（事業費想定）

・デジタルプロモーション：2,220,000 円（税込）

・交通広告：11,000,000 円（税込）このうち、JR 九州管轄エリアを 5,500,000 円以上とする。

５．参加資格

（１）本業務に関するプロポーザルに参加できるのは、以下の①～⑦の全ての要件を満たしている者とする。

① 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する営業許可及び能力を有する法人であること。

② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

③ 長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。

④ 取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。

⑤ 会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き申し立てがなされていない者であること。

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
⑦ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

（２）上記（１）を満たす１事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は代表事業者が上記（１）の全てを満たし、且つ、構成事業者が上記（１）の②～⑦を満たさなければならない。

６．プロポーザル実施の手続き

（１）スケジュール

項　　目	期　　日
（１）公募開始	令和８年 11 月 17 日(火)　※ながさき旅ネット（WEB）に公開
（２）質問書の提出期限	令和８年 11 月 25 日(水)　正午必着
（３）質問に対する回答	令和８年 11 月 27 日(金)　※ながさき旅ネット（WEB）に公開
（４）参加表明書の提出期限	令和８年 11 月 30 日(月)　正午必着
（５）企画提案書の提出期限	令和８年 12 月 ７日(月)　 17 時必着
（６）書面審査	令和８年 12 月 ８日(火)～16 日(水)
（７）結果通知	令和８年 12 月 17 日(木)
（８）プロモーション打合せ	令和８年 12 月 24 日(木)頃まで

（２）企画提案書の作成等に関する質問の受付

①提出方法
・プロポーザルに参加するにあたり質問がある場合は、質問書（別紙様式１）を電子メールにより提出すること。
・提出先は下記（７）のとおり。
・送信後、提出先へ電話により受信の確認をすること。

②質問に対する回答
質問及び回答事項を取りまとめの上、一括して観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」法人サイトに掲載（URL：https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin）

③その他
提出期限後の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

（３）参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和８年 12 月２日(水)17 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

①提出書類
・プロポーザル参加表明書（別紙様式２）
・宣誓書（別添様式３）

②提出方法及び提出先：
・下記（７）の担当窓口あてに電子メールにより提出すること。
・送信後、提出先へ電話により受信の確認をすること。なお、企画提案書に示す必要がある「特集ページＴＯＰバナー」制作用の画像素材（業務仕様書 4-(3)-①-アに記載）は受電後に長崎県観光連盟から提供する。

（４）企画提案書及び見積書等の作成

企画提案書及び見積書は、次のとおり作成すること。

①JIS 規格に定める A4 横とし、フォームは任意とする。

②提案書の表紙には以下を記載すること。

・宛名：一般社団法人長崎県観光連盟会長

・タイトル：ながさきメディアミックスプロモーション業務　提案書

・提出年月日

・会社名

③企画提案書は１者１提案のみとし、表紙を含め 50 ページ以内とする。

④企画提案書は、仕様書及び下記７-⑶の表に示す各評価項目に則した内容とすること。

⑤参加表明受信・受電後に長崎県観光連盟から提供する画像素材を用いた特集ページ TOP バナー（仕様書５-⑶記載）のイメージ案を制作し、企画書に落とし込むこと。

⑥見積書は様式任意とし、以下のとおりとすること。

ア. 積算根拠が明確になるよう、仕様書５　業務内容で示す項目ごとに具体的に記載すること。求める情報について定量的記載が必要な項目については定量的に示すこと。

イ．当業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

ウ．宛名は「一般社団法人長崎県観光連盟　会長　嶋崎 真英」とすること。

（５）企画提案書の提出

①提出期限：令和８年 12 月７日(月)17 時必着

②提出方法：持参または郵送とする。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

③提 出 先：下記（７）の担当窓口

④提 出 物：〇企画提案書　８部

〇見積書　　１部（正本）

（６）企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

①企画提案書類に虚偽の記載をした場合。

②実施要領に反すると認められる場合。

③その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

（７）問い合わせ先

担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟 総務企画部 マーケティング室　岸川・上島

住　　所：〒850-8570　長崎市尾上町３番１号　長崎県庁５階

電　　話：095-826-9407

電子メール：kishikawa@ngs-kenkanren.com

７．受託候補者の選定について

（１）審査方法

企画提案書は、一般社団法人長崎県観光連盟（以下、県観連）が設置する審査委員会において、企画提案書の内容を定められた審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、最も優秀な提案を行った者を受託候補者として次のとおり選定する。

（２）審査結果

受託候補者が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全提案者に通知する。

（３）審査基準

・審査は、下表に示す評価項目により採点し、合計点数が最も高い提案者を受託候補者とする。
・合計点数が同点となった場合は、審査委員会の協議により選定する。
・満点（100 点）の６割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。
・提案者が１事業者の場合、合計点数が最低基準点を超えたときは受託候補者として選定する。

評価項目	観　　点	配点
１ 企画概要	・事業の目的、趣旨を十分に理解し、提案者の持つネットワーク等やノウハウを最大限に活用した、具体的で実効性の高い企画提案になっているか。 ・成果指標（KPI）は実現可能な範囲で高く設定されているか。 ・その他、仕様書に定めている必須項目以外の事項に関する提案力や企画力があるか。	5
２ キャッチコピー・ロゴ	・キャッチコピーは、長崎県への観光を想起させ、高揚感のあるシンプルなコピーが２種類提案されているか（通年用及び閑散期（訴求コンテンツ２つに係るコピー）） ・ロゴは、印象的かつ継続的に活用できるデザインか。	5
３-①・② デジタルプロモーション	①【「ながさき旅ネット」特設ページ】 ・特集ページ用の TOP バナーは、インパクトがあり、興味・関心を促すデザインになっているか。 ・特集ページは、訴求コンテンツの魅力が十分に伝わり、周辺エリアの他コンテンツも含めた、面で楽しめるような構成案が提案されているか。	10
	②【ＷＥＢ・ＳＮＳ広告】 ・旅行フェーズや行動性に合わせ、位置情報データ（Geo-targeting）やコンテキストターゲティング等を活用したメディアプランニングが想定されているか。 ・表示回数、クリック数等を考慮し、効果的な予算消化を見込んでいるか。	10
４-①・② メディアプロモーション	①【テレビ番組の誘致】 ・放送局や出演予定者、話題性、視聴者層、放送日時など、視聴率に資する観点で提案されているか。 ・10 分以上の旅行に資する番組が、１本以上提案されているか。 ・番組企画は、訴求コンテンツ（いずれか一つでも可）の魅力・楽しみ方が伝わる内容で提案されているか。 ・ターゲットエリアを含む地域での放送枠が提案されているか（関西エリアは必須）	15

評価項目	観　　点	配点
4-①・② メディア プロモー ション	②【動画制作・配信】 ・配信用動画制作（15 秒動画）は、各訴求コンテンツの魅力と、統一性のあるコンセプトが想定されているか。 ・広告表示回数や再生完了数等を考慮し、効果的な動画配信プラットフォーム、手法が提案されているか。 ・配信エリアは適切か（関西【大阪府・京都府・兵庫県を含む関西圏エリア】及び福岡県に限定）	10
5 交通広告	・ターゲットエリア及び長崎県の主要な JR 駅（JR 長崎駅・佐世保駅は必須）における広告展開が想定されているか。 ・本県到着後の旅行者に対し、旅行者の導線上における視認性の高さや、高揚感、面的な周遊を促す観点で提案されているか。 ・駅構内や電車内外の広告等、効果的と思われる手法・掲示物・空間演出等が提案されているか。	15
6 その他	・独自性があり、誘客に効果的な提案となっているか。 ・装飾品等の製作が提案されている場合、大きさや量等、業務終了後の持ち運びや保管場所に配慮がなされているか。 ・限定ノベルティやフライヤー製作が提案されている場合、その配布方法についても提案・考慮されているか ・紙媒体等への出稿が提案されている場合は、発行日・部数・読者層等が十分に勘案されているか。	5
7 実施体制 及び 業務遂行 能力	・本業務の着実な実施が見込まれる体制が確保されているか。 ・必要な経験、知識等を有するスタッフの配置や役割分担等の整理 ・PDCA サイクルの考えや運用方法は具体的に記載されているか。	10
8 スケジュ ール管理	・契約期間内で成果を最大化できる適切なスケジュールが立てられているか。 ・全体スケジュール及び進行管理について記載されているか。	5
9 事業実績	・本事業を効果的に推進するだけの十分な事業実績があるか。 ・提案者は過去に同種又は類似業務の受託実績を有しているか（業務名、業務概要、発注者、実施年月、金額等）	5
10 価格の 合理性	・経費が合理的に積算され、かつ適切な内容であるか。	5
合　計		100

８．その他

① 提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
② 企画提案書は、提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。
③ 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
④ 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
⑤ プロポーザル参加により、県観連から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
⑥ 提案内容に含まれている特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果として生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。
⑦ 委託契約期間はもとより委託契約期間終了後も、当業務で知り得た機密、個人情報等の取扱について厳守すること。

９．著作権

① 参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、受託候補者の企画提案書の著作権は委託契約締結時点で県観連に帰属するものとする。（その他仕様書に記載のとおり）
② 委託業務における著作権は、テレビ番組を除き、県観連に帰属するものとする。委託契約期間終了後、県観連が製作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

１０．契約について

（１）上記７（１）の審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。
（２）契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県観連と受託候補者が協議のうえ決定する。また、

具体的な業務内容や進め方については、逐次、県観連と協議して決定するものとする。